

テールゲートリフター

新規



テールゲートリフター特別教育
（「パワーゲート」とも呼ぶ）

の開催について

一般社団法人 会津労働基準協会長

貨物自動車の荷役装置として普及しているテールゲートリフター（パワーゲート）からの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育を修了した者でなければ、その業務に就くことはできないこととされました。（令和6年2月1日施行）

つきましては、下記により標記講習を開催することといたしましたので、この機会に受講されますようご案内いたします。

記

- 日時 令和6年6月13日（木） 8:50 ～ 15:00（学科のみ 4H）
- 会場 学科 アピオスペース
会津若松市インター西90番地 Tel.0242-37-2801
実技 事前に各事業場において実施願います。（※2）
- 受講資格 実技教育を修了している方（※1）
- 講習料 会員 8,700円（受講料 7,700円 + テキスト代 1,000円）消費税込
非会員 10,900円（受講料 9,900円 + テキスト代 1,000円）消費税込
- 定員 40名（定員に達した時は締切日前でも締め切りますので、電話等にて予約をお勧めします）
- 受付開始日 5月2日（木）から予約及び受付開始します。
- 締切日 5月28日（火）までに申し込み・講習料の支払いをお願いします。
- 申込要項 申込書に講習料を添え、(1)～(3)のいずれかの方法にて申込下さい。なお、講習料の納付について、銀行振込を希望される方は下記口座をお願いします。
(1) 申込書をFAXし、講習料を締切日まで協会に持参又は振込
(2) 申込書と講習料を締切日まで協会に持参
(3) 申込書と講習料を締切日まで現金書留で郵送
- 振込先 東邦銀行 会津営業部 普通預金 No.9653 一般社団法人 会津労働基準協会
(振込手数料は、ご負担願います)
- 申込先 一般社団法人 会津労働基準協会 〒965-0872
会津若松市東栄町2-18 電話 0242-27-8511 FAX 0242-27-8609
※1 安衛法では、学科4時間 実技2時間の教育が義務付けられています。当協会では実技教育は行いませんので、事前に実技教育（教育内容＝テールゲートリフターの操作の方法）を実施の上、受講申込書に証明願います。
※2 実技教育修了証明欄は、印影があればFAX申込でも大丈夫です。
※3 申込後当日出席不可能となった場合の受講料は、5月31日までに連絡があれば全額を、前日までは半額を返金いたしますが、当日連絡は返金致しません。

テーブルゲート
リフター

テーブルゲートリフター特別教育
受講申込書

個人

受講者	フリガナ		※ 受講番号
	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	〒 _____ TEL FAX	

実技教育修了証明欄

上記の者は、2時間以上の実技教育を修了していることを証明します。

[証明印は、朱肉の押印があればFAXでも大丈夫です。(印影があればFAXでも大丈夫です)]

事業場所在地

事業場名

Ⓜ
事業場名の角印

代表者 職・氏名

Ⓜ
代表者印又は代表者の個人印

TEL

FAX

令和 年 月 日

一般社団法人 会津労働基準協会長 殿

個人で申込みの方は記入不要です。

勤務先	名称	
	所在地	〒 _____ TEL FAX
	担当者氏名	

- 個人として申し込む方は、上部の[個人]を○で囲んでいただければ、勤務先は記入不要です。
- ※欄は記入しないでください。
- 会員・非会員 及び 申込方法に○印を付して下さい。

会員・非会員

1. 申込書をFAXし、講習料を締切日まで協会に持参
3. 申込書と講習料を締切日まで協会に持参

2. 申込書をFAXし、講習料を締切日まで振込
4. 申込書と講習料を締切日まで現金書留で郵送